

入札説明書

令和8年2月20日付け公告の愛知県警察本部広報課（愛知県警察ホームページへのバナー広告の掲出）に係る競争入札については、下記のとおりです。

記

1 入札に付する事項

(1) 広告物を掲出する場所等

名 称	掲出場所	広告物の種類
愛知県警察ホームページ	左記のトップページ	電子媒体

(2) 募集する広告取扱者

自ら広告主を募集し、広告物を掲出しようとする者を対象とする。

(3) 契約期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

(4) 広告内容の基準等

広告取扱者は、県が愛知県広告掲載要綱及び愛知県広告掲載基準に基づき審査を行い、行政財産への広告物の掲出に関する要領に定められた方法に基づき、事前に承認した広告物のみ当該物件に掲出することができる。また、広告取扱者は、広告の掲出に係る一切の責任を負うものとし、広告物の掲出後においても、適正な状態に保たなければならない。

(5) 入札方法

ア 入札者は、県に支払う意思のある金額を提示すること。

イ 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 愛知県が発注する物品の製造・販売、物品の買受け及び役務の提供等（以下「物品の製造等」という。）に係る愛知県競争入札参加資格者名簿（令和6年4月～令和8年3月）大分類「03. 役務の提供等」のうち中分類「03. 映画等製作・広告・催事」、小分類「02. 広告」に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 入札公告の日から開札までの期間において、愛知県から物品の製造等に係る指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 入札公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）（以下「合意書」という。）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(6) 愛知県警察が定める誓約書及び法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。）に係る名簿が提出されていること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒460-8502

愛知県名古屋市中区三の丸二丁目1番1号

愛知県警察本部総務部

電話番号 052（951）1611

入札に関すること 会計課 中田 内線 2546 FAX(052)973-3430

業務に関すること 広報課 藤田・鈴木 内線 2180・2174 FAX(052)951-1702

(2) 入札・開札の日時及び場所期間

令和8年3月19日（木）午前9時30分

愛知県警察本部本館1階 施設課入札室

4 入札参加申込みの受付の場所、日時等

(1) 場所

名古屋市中区三の丸二丁目1番1号 愛知県警察本部広報課（本館2階）

(2) 日時

令和8年2月20日（金）から令和8年3月3日（火）までの午前10時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

一般競争入札参加資格確認申請書等の提出を郵送する場合は、令和8年3月3日（火）午後5時必着とする。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙1）

イ 広告物取扱者申込書（別紙2）

ウ 誓約書（別紙3）

エ 契約実績一覧表（別紙4）

オ 役員等名簿（別紙5） 電子データ

役員等名簿については、電子メールによりエクセルデータを提出すること。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

期限までに確認申請書等を提出していない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができません。

「契約実績一覧表」の作成方法については、2(1)で示した業務分類の登録項目での契約実績（履行済みに限る。ただし、長期継続契約の場合は、契約中であっても履行済期間が1年以上あるものについては履行済の部分について実績とします。）を記載し、該当契約書の写しを添付して提出してください。

(4) 入札参加申請書類提出の方法、期限及び場所等

ア 提出方法

持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）に限る。なお、封筒には「入札参加申請書類在中」

と朱書きすること。ただし（3）オ「役員等名簿」は、エクセルファイルにより作成し、電子メールで送信すること。

※「役員等名簿」の電子データによる提出について

- 役員等名簿（エクセル様式）のダウンロード

愛知県警察ホームページ（申請・手続き／入札等情報／関係書類／役員等名簿）から「役員等名簿」（エクセル）」をダウンロードしてください。

愛知県警察HPアドレス <https://www.pref.aichi.jp/police/>

- 電子メールによる役員等名簿（エクセル形式）の提出

役員等名簿（エクセル）を作成し、4の（2）に示す提出期限までに電子メールにより下記アドレス宛に送信してください。

送信先メールアドレス kaikei-c@police.pref.aichi.lg.jp

※送信の際は、3(1)担当部局・会計課まで電話連絡してください。

イ 提出期限及び場所

(ア) 提出期限

令和8年2月20日（金）午前10時から令和8年3月3日（火）午後5時まで

（正午から午後1時までを除く。）（郵送の場合は到着分有効）となります。

なお、持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除きます。

(イ) 提出場所

4(1)に示す場所

ウ その他

(ア) 入札参加申請書類の提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(イ) 提出された書類は、提出者へ返却しない。

（5）入札参加資格の有無については、令和8年3月6日（金）頃までに発送する「入札参加資格確認結果通知書」により通知します。

5 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金（愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号。以下「財務規則」という。）第152条の4に定める入札保証金に代わる担保を含む。）を開札期日までに、契約担当者に納めなければならない。

ただし、財務規則第152条の3（入札保証金の納付の免除）の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではない。

6 入札方法等

(1) 入札書の提出方法

ア 入札者は、入札書（別紙6）を作成し、封筒に入れ封し、かつ、その封筒に「封筒記載方法」のとおり記載しなければならない。

イ 入札書は郵便で提出することができます。書留郵便（一般書留又は簡易書留）とし、封した入札書封筒を表封筒に封入し、提出すること。

ウ 提出期限及び場所（郵送含む）

提出期限 令和8年3月18日（水）午後0時まで

提出場所 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目1番1号 愛知県警察本部会計課 調度係

エ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(2) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めがある。

(3) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、開札時までに委任状（別紙7）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本件入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

(4) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に關係のない職員を立ち会わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ身分証明書又は入札等の権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、契約担当者が特にやむを得ないと認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格に達する価格の入札のないときは、再度入札を行うものとする。（再度入札は2回までとする。）この場合において、入札保証金が不足する入札参加者については、再入札前に不足分を追加納付すること。

なお、再度入札については、開札に入札者又はその代理人が立ち会わなければならない。

7 入札手続等に関する質問及び回答閲覧

(1) 入札及び契約手続きに関する質問方法

入札及び契約手続きに関する質問がある場合は、別紙8「質問票」を作成し、入札公告の日から令和8年2月27日（金）午後5時までに3(1)に示す場所へFAX又は電子メール（宛先：kaikei-c@police.pref.aichi.lg.jp）により提出すること。

(2) 質問に対する回答閲覧

質問に対する回答は、愛知県警察本部（会計課）にて、令和8年3月3日（火）午後5時まで供します。

(3) 仕様書に関する質問について

仕様書に関する質問は、別紙8「質問票」により、3(1)に示す広報課FAXによる受付のみとします。回答については、翌日までにFAXにて回答します。他社の質問及び回答については令和8年3月3日（火）午後5時まで閲覧できますので、参照してください。

10 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札の無効

財務規則第152条（入札の無効）に該当する入札は無効とする。

(3) 落札者の決定方法

ア 入札参加資格の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が財務規則第153条第1項の規定に基づいて作成された予定価格以上で、かつ、最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。入札者又はその代理人がくじを引かないときは、入札事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定する。

(4) 契約の締結

開札の日から契約締結の日までの期間において、落札者が「合意書」1(7)アに基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。

(5) 代金支払方法

納入通知書による一括納入とする。

(6) 損害の賠償

暴力団等の排除措置により生ずる損害の賠償について、「合意書」1(7)アに基づく排除措置を受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがある。

(7) 妨害等に対する報告義務等

契約の履行に当たり、妨害等を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(8) 契約書作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名・押印し、さらに契約担当者が当該契約書の送付を受けてこれに押印する。この場合において、契約担当者が押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付する。

(9) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、財務規則第129条の2の規定により、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を契約締結日までに契約担当者に納めなければならない。

ただし、財務規則第129条の3（契約保証金の納付の免除）の規定により、全部または一部の納付を免除されたときは、この限りでない。

(10) その他

ア この入札説明書において、特別の定めのない事項については、「愛知県警察入札者心得書」に基づいて入札を執行する。

イ 談合、贈賄等により生ずる損害の賠償について、談合等の不正な事実が判明した場合は、契約条項に基づき損害賠償を請求する。